

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 中田 道夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PA41MM01730		6PYS1AS0128 0001				50	
品名 または 件名							
固定式泡消火設備一体点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST			A			
納地または工事場所				引 渡 場 所			
駒門駐業				業務隊管理科			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
高橋技官 327				令和8年8月25日（火）～令和9年3月31日（水）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月25日（火）9時00分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

A G P：固定式泡消火設備一体点検 納期：8.8.25～9.3.31 納地：駒門駐屯地

B G P：エアースキューズクリーナー保守点検役務 納期：8.8.25～8.9.30 納地：板妻駐屯地

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和07・08・09年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(3) 入札の方法

- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

- ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
- (7) 「役務請負契約条項」
- (4) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- (ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(7) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、8月24日（月）16時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
- エ 入札に参加する場合は8月19日（水）13時00分までに市場価格調査書をメール・FAX等で提出するものとする。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
- 『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
- なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
- (7) 日時：令和8年8月27日（木）09時00分
- (4) 場所：第433会計隊入札室

(8) 入札に関する問い合わせ先

〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：加藤）
連絡先：0550-89-0711（内線：343 FAX：487）
メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 仕様書・同等品に関する問い合わせ先

AGP：高橋 0550-87-1212（内線327）

BGP：大竹 0550-89-1310（内線324）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
固定式泡消火設備一体点検	50	
	作 成	令和 8 年 7 月 2 7 日
	変 更	
	作成部隊等名	駒門駐屯地業務隊管理科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊において実施する固定式泡消火設備一体点検役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義はGLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 点検に関する要求

2.1 一般的要求事項

本作業は、本仕様書によるほか陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GLT-CG-Z000001及び陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書GLT-CG-Z500002に基づくほか次の標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき実施する。また、仕様書等に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。

2.2 点検、整備品

点検、整備品の機種名、建物番号等は、調達要領指定書により指定する。

2.3 点検項目、内容

点検項目、内容、周期については、調達要領指定書により指定する。

2.4 役務実施場所

静岡県御殿場市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地

2.5 実施予定日等

実施予定日等については、調達要領指定書によって指定する。

3 監督・検査

a) 受注者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。

b) 役務が完了した場合は、検査官の検査を受ける。

4 秘密保全

受注者は、GLT-CG-Z500002の箇条6による秘密保全等の取扱いに万全の注意を払わなければならない。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

5.2 仮設電力及び消耗品等

本役務において使用する電気水道等、工具、清掃道具、消耗品等は、受注者が準備すること。

5.3 仕様書等に関する疑義

受注者は、図面・仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合、又は、疑いを生じた場合は、監督官と協議する。

5.4 その他

- a) 振動発生作業など施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、事前に監督官と十分に協議し実施すること。
- b) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓及び実施場所の清掃を実施すると共に当該作業で発生した廃材等の発生材料は、官側と調整し、金属類は官側に調書と共に引継ぐこと。
- c) 受注者は、現場監督者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- d) 受注者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。
- e) 安全管理について万全を期する。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	6PYS1AS0128
	調達要求年月日	令和 8 年 7 月 2 7 日
	作成部課	駒門駐屯地業務隊管理科
	作成年月日	令和 8 年 7 月 2 7 日
品名	固定式泡消火設備一体点検	
仕様書番号	50	

指定事項

2.2 点検、整備品

固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所 (No.7) の消火泡の適正な放出を確認する一体的な点検 一式

2.3 点検項目、内容

- a) 一体点検は、薬剤の発泡機能、泡消火薬剤の性状及び性能の確認等に関して以下の内容を熟知した技能者が行うこと。
 - ア 屋外タンク貯蔵所の構造、運転方法及び火災・爆発の危険性と消火原理に関する知識
 - イ 泡放水口、補助泡消火栓、連結送液口等固定泡消火設備の仕組み・機能に関する知識と活用のための技能
 - ウ 屋外貯蔵タンクの形態、泡放出口の種別及び貯蔵危険物の性状等を考慮した泡消火薬剤の必要技能に関する知識
 - エ 固定泡消火設備の一体点検方法に関する知識及び技能
 - オ 泡消火薬剤の性能確認方法に関する知識及び技能
 - カ 固定式泡消火の機能の維持管理上留意すべき事項に関する知識
 - キ 屋外貯蔵タンクの過去の火災時における固定式泡消火の問題点に関する知識
- b) 下記の規則等に基づき適正に行うものとする。
 - ア 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 7 2 条「泡消火設備の点検方法」
 - イ 消防危第 6 3 号 (平成 1 7 年 3 月 3 0 日) 「固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所の泡の適正な放出を確認する一体的な点検に係る運用について」
 - ウ 危険物の規制に関する規則第 6 2 条 5 の 5 関係の別添「固定式の泡消火設備一体点検点検表」
 - エ 消防危第 4 8 号 (平成 3 年 5 月 2 8 日) 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」別記 1 1 - 3 の泡消火設備点検表
- c) 性能点検については、No.7 タンクの上部泡放出口 1 カ所について実施する。また高所での作業を行う際は、安全に留意し実施する。
- d) 点検に使用した分の薬剤は「DKエアフォーム (第一化成産業株式会社)」を受注者負担により用意し確実に補充する。
- e) 作業実施前に消防車両・移動式泡消火設備を設置し作業中の防火、消火手段を確保すること。
- f) 上部泡放出口 (エアフォームチャンバー) から泡放出により、発泡倍率、放射圧力等が適正であることを確認することによって行う一体点検に関する事項 (危険物告示第 7 2 条第 1 項第 1 号)
 - ア 発泡倍率 6 倍以上であること。
 - イ 放射圧力 設置した泡放出口の使用範囲内であること。
 - ウ 放射量 設計値以上であること。放射量は放射圧力により、性能曲線から求めることとして差支えない。
 - エ 還元時間 発泡前の泡水溶液の容量の 2 5 % の泡水溶液が泡から還元するために要する時間は 1 分以上であること。
 - オ 混合率 3 % 以上 4 % 以下であること。

2.5 実施予定日等

- a) 実施予定日等の細部は監督官との調整による。
- d) 本工期は、作業期間中の土曜日、日曜日及び祝日を作業不能日として見込んでいる。
- c) 本点検の作業時間は、8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分とする。ただし、これを越える時間については監督官と協議する。

5.1 提出書類

- a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。
- b) 本役務において作業点検前、点検中、点検後その他監督官の指示する箇所を撮影し、A - 4 紙に整理して提出すること。
- c) 機器の異常、劣化や損傷が確認された場合、軽微なものは整備を実施するとともに、速やかに監督官に報告するものとし、その箇所の写真撮影 (整備後含む) 及び処置方法を報告書 (2 部) にまとめ、見積書とともに提出すること。
- d) 点検により排出された泡消火剤はすべて場外搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づき処理すること。なお、その結果を書面 (産業廃物管理票 E 票等の写し) にて提出すること。
- e) 固定式の泡消火設備一体点検 点検表 (危険物規則 6 2 条の 5 の 5 関係) を提出すること。
- f) 本役務を踏まえ、次年度の「固定式泡消火設備一体点検役務」の見積もりを提出すること。
- g) その他提出書類については監督官の指示に従い提出する。

調達要求番号：6PZ91AG0041

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
件 名		仕 様 書 番 号	
エアーシューズクリーナー保守点検役務		2 6 G 0 1 7	
		作 成	8 . 7 . 2 2
		作成部隊名	板妻駐屯地業務隊

1 総 則

適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊板妻駐屯地にあるエアーシューズクリーナー保守点検役務に関する役務作業について適用する。

2 役務に関する要求

エアーシューズクリーナー保守点検

3 品名及び数量

一連番号	品 名	数 量	単 位	備 考
1	エアーシューズクリーナー	1 0	台	岩下電機工業（株）JC-1W

4 役務の内容

- (1) 本役務は、エアーシューズクリーナー本来の機能及び性能が実用上問題なく発揮出来るように実施する。
- (2) 保守点検に際し、汚れ、目詰まり、変形、破損、緩み等の軽微なものについては消耗品（パッキン、潤滑油、ウエス、ベルト等その他これらに類するも）を使用して、清掃・洗浄等の適切な処置行うこと。
- (3) 保守点検完了後、速やかに保守点検結果報告書（様式随意）及び作業状況写真を官側に提出するものとし、不良箇所があった場合はその是正方法及び修繕に係る見積書を提出するものとする。
- (4) 保守点検対象器材の配置は、2頁に示すものとする。
- (5) 官側が準備した部品（ガン及びホース）の交換

5 検 査

- (1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。
- (2) 検査は、契約業者及び官側の検査官立会のもと、外観及び作動状況を確認して実施する。

6 保 証

本役務の保証期間については役務完了検査合格後、12ヶ月間とする。

7 その他の指示

- (1) 役務実施中の器材・機器及び既設物の破損・損害等は、すべて請負業者の負担とする。
- (2) 役務実施中の請負業者及びその他の災害補償は、すべて請負業者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、官側と契約業者が協議して定める。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

8 保 全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約後も、同様とする。

9 情報セキュリティの確保

契約の相手方は、この契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては「装備及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」に定める装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理する。ただし、保護すべき情報は官側が指定する。

